

提出書類について(一斉更新・新規登録用)

* 今回の申請内容や現在の登録状況により、提出書類が異なります。「審査受付内容」に記載された提出書類のリストを確認のうえご準備ください。(基準日: 7月1日)

1 登録種目に関係なく全申請者に提出いただく書類

(1) 会社等の法人が申請する場合

	書類名	説明
1	申請受付内容	<p>業者登録受付システムから印刷したもの 全てのページを提出してください。 ※口座振替依頼書は、口座内容に変更がない場合は、出力されません。</p>
2	競争入札参加資格審査申請書	
3	口座振替依頼書	
4	使用印鑑届(様式1)	<p>業者登録受付システムから印刷したもの又は様式集の様式1を使用してください。 契約権限を委任する場合も提出してください。 ※社印など、個人を特定できないものは不可。</p> <p>例 株式会社用度 代表取締役 △△△△ の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「代表取締役」印 ○「△△△△」印 ×「株式会社用度」印 <p>※広島市ホームページ「物品・役務等競争入札参加資格審査申請受付について」からダウンロードもできます。</p>
5	履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(コピー可)	<p>発行日が、4月1日以降のものを提出してください。 ※現在事項全部証明書は不可</p>
6	広島市税の納税証明書 (7月1日以降 に請求してください。発行日が他の証明書と異なりますので注意してください。) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ●広島市に納税義務がある場合 「5月末日以前に納付すべき市税について滞納の税額がない」旨の記載のあるもの ●納付すべき金額が確定していない場合 広島市内に事業所等を新設したが、法人市民税の申告期限が到来していないなどの理由により、納付すべき税額が確定していない場合は、「納付すべき確定した徴収金がない」旨の記載のあるもの ●次のすべてに該当する場合は、納税証明書が出ませんので、申立書(業者登録受付システムから印刷したもの又は様式集の様式3)を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①広島市内に事務所、事業所又は住所を有していない。 ②広島市内に固定資産を有していない。 ③広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではない。 <p>※広島市税の納税義務の有無について不明な場合は、本市財政局税務部市民税課、各市税事務所又は税務室にお問い合わせください。</p>

		<p>※申立書は広島市ホームページ「物品・役務等競争入札参加資格審査申請受付について」からダウンロードもできます。</p>
7	消費税及び地方消費税の納税証明書（コピー可）	<p>納税地を管轄する税務署長が発行した「消費税及び地方消費税について未納の税額がない」旨の納税証明書（その3・未納の税額のないこと用）。</p> <p>発行日が、4月1日以降のものを提出してください。</p> <p>※「その3の3」も可。</p> <p>※納付すべき税額がない場合も、上記の納税証明書は発行されるので必ず提出してください。</p> <p>※e-Tax を利用されている方は、e-Tax を利用して税務署に納税証明書のオンライン請求をすることができます。ただし、電子納税証明書を添付ファイルとして提出することはできませんので、文書で証明を受けてください。</p> <p>また、電子納税証明書のうち PDF 形式で交付されたものを印刷し提出することはできます。</p>
8	財務諸表等（コピー可）	<p>基準日の直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写しを提出してください。</p> <p>※営業開始後の最初の決算期が到来していないため、基準日の直前の決算期の財務諸表等がない場合は、提出は不要です。ただし、売上高等は「0」として取り扱います。（格付はCとします。）</p>
9	委任状（様式4）	<p>本市との契約などの権限を代理人に委任する場合に提出。</p> <p>業者登録受付システムから印刷したもの又は様式集の様式4を使用してください。</p> <p>※広島市ホームページ「物品・役務等競争入札参加資格審査申請受付について」からダウンロードもできます。</p>
10	申立書（本店所在地用）（様式5）	<p>「主たる営業所又は本店所在地」欄に入力した場合に提出。</p> <p>登記簿上の本店所在地と実際の本店機能を有する営業所等の所在地が異なる理由を記入してください。</p>
11	110円分切手（審査結果・パスワード通知用）	<p>新規の方、区分の追加の方、契約者E-mailアドレスを登録されていない方、のいずれかに該当する場合に、110円分切手を提出してください。</p>
12	85円郵便はがき（次回更新通知用）	<p>契約者E-mailアドレスを登録されていない方のみ、<u>何も記入していない通常はがき</u>を1枚提出してください。</p> <p>※次に掲げるものは不可。</p> <p>切手を貼ったもの（63円通常はがきなどに切手を貼ったものを含む）、年賀はがき、往復はがき、広告付きはがき、絵入りはがき。</p> <p>契約者E-mailアドレスを登録された方には、次回の一斉更新のお知らせをメールでお送りします。</p>

(2) 個人が申請する場合

	書類名	説明
1	審査受付内容	業者登録受付システムから印刷したもの
2	競争入札参加資格審査申請書	全てのページを提出してください。 ※口座振替依頼書は、口座内容に変更がない場合は、出力されません。
3	口座振替依頼書	
4	使用印鑑届（様式1）	業者登録受付システムから印刷したもの又は様式集の様式1を使用してください。契約権限等を委任する場合も提出してください。 ※社印など、個人を特定できないものは不可。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例 商号が「用度」代表者名が「△△△△」の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">○「△△△△」印</p> <p style="margin-left: 20px;">×「用度」印</p> </div> ※広島市ホームページ「物品・役務等競争入札参加資格審査申請受付について」からダウンロードもできます。
5	身分証明書（コピー可）	本籍地の市区町村長が発行したもの（コピーの場合、不鮮明なものは不可）。 発行日が、4月1日以降のものを提出してください。
6	誓約書（個人申請用）（様式2）	業者登録受付システムから印刷したもの又は様式集の様式2を使用してください。 ※広島市ホームページ「物品・役務等競争入札資格審査申請受付について」からダウンロードもできます。
7	広島市税の納税証明書 （7月1日以降に請求してください。発行日が他の証明書と異なりますので注意してください。） （コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ●広島市に納税義務がある場合 「5月末日以前に納付すべき市税について滞納の税額がない」旨の記載のあるもの ●納付すべき金額が確定していない場合 広島市内に事業所等を新設したが、申告期限が到来していないなどの理由により、納付すべき税額が確定していない場合は、「納付すべき確定した徴収金がない」旨の記載のあるもの ●広島市に納税義務がなく、納税証明書が提出できない場合 納税証明書に代えて、「申立書」（様式3）を提出してください。 ※広島市税の納税義務の有無について不明な場合は、本市財政局税務部市民税課、各区役所内の市税事務所又は税務室にお問い合わせください。 ※申立書は業者登録受付システムから印刷したもの又は様式集の様式3を使用してください。 広島市ホームページ「物品・役務等競争入札参加資格審査申請受付について」からダウンロードもできます。
8	消費税及び地方消費税の納税証明書（コピー可）	納税地を管轄する税務署長が発行した「消費税及び地方消費税について未納の税額がない」旨の納税証明書（その3・未納の税額のないこと用）。

		<p>発行日が、4月1日以降のものを提出してください。</p> <p>※「その3の2」も可。</p> <p>※納付すべき税額がない場合も、上記の納税証明書は発行されるので必ず提出してください。</p> <p>※e-Tax を利用されている方は、e-Tax を利用して税務署に納税証明書のオンライン請求をすることができます。ただし、電子納税証明書を添付ファイルとして提出することはできませんので、文書で証明を受けてください。</p> <p>また、電子納税証明書のうち PDF 形式で交付されたものを印刷し提出することができます。</p>
9	確定申告書及び収支内訳書の写し	<p>基準日の直前の決算期以前の2年分の確定申告書と収支内訳書の写しを提出してください。提出がない場合は、平均売上高等は「0」として取り扱います。(格付はCとします。)</p> <p>※確定申告書に「マイナンバー」を記載している場合は、必ず「マイナンバー」を隠してコピーしたものを提出してください。</p>
10	委任状(様式4)	<p>本市との契約などの権限を代理人に委任する場合に提出。業者登録受付システムから印刷したもの又は様式集の様式4を使用してください。</p> <p>※広島市ホームページ「物品・役務等競争入札参加資格審査申請受付について」からダウンロードもできます。</p>
11	申立書(本店所在地用)(様式5)	<p>「主たる営業所又は本店所在地」欄に入力した場合に提出。登記簿上の本店所在地と実際の本店機能を有する営業所等の所在地が異なる理由を記入してください。</p>
12	110円分切手(審査結果・パスワード通知用)	<p>新規の方、区分の追加の方、契約者 E-mail アドレスを登録されていない方、のいずれかに該当する場合に、110円分切手を提出してください。</p>
13	85円郵便はがき(次回更新通知用)	<p>契約者 E-mail アドレスを登録されていない方のみ、<u>何も記入していない通常はがき</u>を1枚提出してください。</p> <p>※次に掲げるものは不可。</p> <p>切手を貼ったもの(63円通常はがきなどに切手を貼ったものを含む)、年賀はがき、往復はがき、広告付きはがき、絵入りはがき。</p> <p>契約者 E-mail アドレスを登録された方には、次回の一斉更新のお知らせをメールでお送りします。</p>

(3) 中小企業等協同組合が申請する場合

会社等の法人が提出する書類に加え、以下の書類が必要となります。

書類名	注意事項等
定款の写し	
組合員名簿	
役員名簿	
官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合が申請する場合に必要
官公需共同受注規約の写し	官公需適格組合が申請する場合に必要
全組合員の財務諸表等の写し	官公需適格組合が申請する場合に必要

2 登録種目により必要となる書類

	書類名	説明
1	<p>登録証明書等の写し</p> <p>※ 法人が申請する場合、代表者等の個人名で取得した許認可では受付できません。</p>	<p>許可、認可等を必要とする登録種目に申請する場合、又は営業を行う上で法令上許可、認可等が必要な場合に写しを提出してください。</p> <p>《例》</p> <p>自動車分解整備事業認証、石油製品販売業届出書、毒物劇物一般販売業登録票、産業廃棄物収集運搬業許可証、警備業認定証、クリーニング開設確認済書 等</p> <p>なお、施設維持管理業務の51～56、61の登録種目に申請する場合は以下の証明書等の写しを提出してください。</p> <p>また、51～55の登録種目に申請する場合の以下の証明書については、広島市保健所長の事業登録を受けている場合はその証明書の写しを、それ以外はその証明書の写しを提出してください。</p> <p>51 建築物清掃 建築物清掃業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書</p> <p>52 建築物空気環境測定 建築物空気環境測定業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書</p> <p>53 建築物飲料水水質検査 建築物飲料水水質検査業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書</p> <p>54 建築物飲料水貯水槽清掃 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書</p> <p>55 建築物ねずみこん虫等防除 建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書</p> <p>56 常駐警備(雑踏警備及び交通誘導警備を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備業認定証※1 ・営業所設置等届出受理証※2 <p>61 機械警備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備業認定証※1 ・機械警備業務開始届出受理証 <p>※1 令和6年4月1日施行の警備業法の一部改正に伴い、認定証の提出ができない場合は、申し出てください。</p> <p>※2 警備業の認定を広島県公安委員会から受けていない場合に必要です。</p>
2	<p>技術者資格免許書等の写し</p>	<p>施設維持管理業務の「51 建築物清掃」又は「56 常駐警備」に申請する場合に必要です。</p> <p>※免許書等の写しにより、会社に在籍する有資格者の数を確認します。</p>
3	<p>技術者(申請者と直接かつ恒常的な雇用関係にある従業員に限り、パー</p>	<p>施設維持管理業務の「51 建築物清掃」又は「56 常駐警備」に申請する場合に必要です。</p> <p>当該技術者が雇用されていることを確認できる書類を提出</p>

	書類名	説明
	ト・派遣・アルバイトは除く。)の雇用を証する書類の写し	<p>してください。</p> <p>《例》</p> <p>健康保険・厚生年金保険 標準報酬決定通知書の写し、健康保険証（「健康保険被保険者証」又は国民健康保険組合の「国民健康保険被保険者証」（所属している業者名が記載されているもの）の写し、加入手続き中の場合は「社会保険被保険者資格取得届」（社会保険事務所の受付の印があるもの）の写し、「雇用保険の被保険者証」の写し又は「住民税の特別徴収の通知書」の写しなど（いずれも会社名と従業員の個人名が記載されていること。）。</p> <p>※必ず「保険者番号及び被保険者等記号・番号」を隠してコピーしたものを提出してください。</p>
4	社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入及び保険料の未納がないことを証する書類の写し	<p>施設維持管理業務の「5 1 建築物清掃」又は「5 6 常駐警備」に申請する場合に必要です。</p> <p>・社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書（写しでも可）等</p> <p>※発行日が4月1日以降のものを提出してください。</p> <p>※詳細は、ホームページの「社会保険の加入及び未納がないことについての提出書類」を参照</p>
5	労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことを証する書類の写し	<p>施設維持管理業務の「5 1 建築物清掃」又は「5 6 常駐警備」に申請する場合に必要です。</p> <p>・労働局発行の労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入及び保険料の未納がない（保険料を納付している）ことを証する書類の写し（契約権限を有する事業所分を提出してください。）</p> <p>※発行日が4月1日以降のものを提出してください。</p> <p>※証明書発行手続きについては、当該事業所の所在地を管轄する労働局（又は当該事業所の保険料を納付している労働局）の労働保険徴収課（室）にお問い合わせください。</p> <p>※広島労働局の「労働保険加入・労働保険料等納付証明願」は別紙のとおりです。事例として参照してください。</p> <p>※加入義務がない場合は、誓約書（様式6）を提出してください。</p> <p>※誓約書等の様式は広島市ホームページ「物品・役務等競争入札参加資格審査申請受付について」からダウンロードできます。</p>
<p>※以下6～24は、施設維持管理業務の「5 1 建築物清掃」又は「5 6 常駐警備」に申請する場合で政策的審査事項の加点を希望する場合に必要です。</p> <p>広島市政策的審査事項の実績調書（様式8）を使用してください。</p>		
6	ISO9001認証取得の登録証及び認証範囲が分かる付属書の写し	<p>基準日において、広島市内の本店又は支店等が認証取得しているものに限りします。</p>
7	ISO14001若しくはISO14005認証取得の登録証、又はエコ	<p>基準日において、広島市内の本店又は支店等が認証取得しているものに限りします。</p>

	書類名	説明
	アクション21の認証・登録証、及び認証範囲が分かる書類の写し	
8	「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者が、基準日において、広島市長から「ひろしま型地域貢献企業」の認定を受けている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・広島市が交付する認定通知証の写し
9	ビジネスと人権に関する取組状況が確認できる書類の写し	<p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請者が、基準日において、法務省の「Myじんけん宣言」を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・「Myじんけん宣言」の写し ●申請者が、基準日において、国の「ビジネスと人権に関する行動計画」に基づき人権方針を定め、公開している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・公開の人権方針の写し
10	認知症の人にやさしい地域づくりへの取組状況が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者が、基準日前3年以内において、認知症サポーター養成講座を受講している場合（事業所として受講している場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座実施報告書（以下「報告書」という。）の写し <p>※報告書の写しは健康福祉局地域包括ケア推進課に交付依頼をしてください。</p>
11	障害者差別解消に向けた取組状況が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者が、基準日において、「みんなのお店ひろしま」宣言店に加入している場合（事業所として加入している場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・「みんなのお店ひろしま」宣言書の写し
12	障害者雇用状況報告書の写し等	<p>申請者が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づく報告義務のある場合は基準日の直前の6月1日現在において、報告義務のない場合は基準日現在において、障害者雇用率2.5%以上5.0%未満又は5.0%以上であることが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働大臣への報告義務がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所（ハローワーク）へ提出した「障害者雇用状況報告書（事業主控）」の写し ●厚生労働大臣への報告義務がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況調書（様式7） <ul style="list-style-type: none"> ※基準日現在で作成してください。 ・身体障害者手帳等の写し（障害の有無を確認するため） ・健康保険証等の写し（常勤雇用であることを確認するため） <p>※なお、必ず「保険者番号及び被保険者等記号・番号」を隠してコピーしたものを提出してください。</p>

	書類名	説明
13	子育て支援の取組状況が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●常勤の労働者が100人以下の事業所 次世代育成支援対策推進法第12条第5項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合、所轄都道府県労働局に提出した計画書の写し（労働局の受付印のあるもの） ●労働者101人以上の事業所 同法第13条又は第15条の2の規定により認定されている場合、所轄都道府県労働局長が発行した基準適合一般事業主認定通知書又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写し ●基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている場合、その表彰状の写し <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁が行う「未来をつくる こどもまんなかアワード」（旧「子供と家族・若者応援団表彰」）（申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む） ・「広島市安全なまちづくり功労表彰」
14	男女共同参画の取組状況が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている場合、その表彰状の写し <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく「女性のチャレンジ賞」、「女性のチャレンジ支援賞」、「女性のチャレンジ賞特別部門賞」（申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む） ・広島市男女共同参画推進事業者表彰（一般表彰又は特別表彰）
15	女性の職業生活における活躍推進への取組状況が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者の場合 基準日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働大臣に届け出ている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・所轄都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画の写し（受付印のあるもの） ●常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者の場合 基準日において女性の職業生活における活躍推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき策定し、所轄都道府県労働局長に届出をし、同法第9条又は第12条の規定に基づく厚生労働大臣の認定を受けている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・所轄都道府県労働局長が発行した認定通知書の写し
16	青少年の雇用の促進等への取組状況が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）第15条に基づく認定を受けている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県労働局が交付する認定通知書の写し

	書類名	説明
17	「女性と若者が輝く企業」の認定状況が確認できる書類の写し	<p>●基準日において、「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市長が発行する認定証の写し
18	失業者の雇用の実績が確認できる書類の写し	<p>●広島市内在住の失業者を雇用している場合</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基準日前3年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員（雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者（週所定労働時間30時間未満）を除く。）として採用し、基準日現在、継続的に雇用している場合に評価します。</p> <p>次の(1)及び(2)を証明する資料を提出してください。</p> <p>(1) 失業者を雇用したことを証明する次のいずれかのもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し（失業前の事業所及び離職日の記載があるもの） ② 雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し <ul style="list-style-type: none"> ※①、②は公共職業安定所（ハローワーク）で発行するものです。 <p>(2) 広島市内在住の者を正規従業員として雇用したことを証明する次のすべてのもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 労働条件通知書の写し ② 健康保険被保険者証の写し（住所が記載されているところを含む。） <ul style="list-style-type: none"> ※健康保険法の適用事業所でない場合は国民健康保険被保険者証及び賃金台帳の写し ※なお、必ず「保険者番号及び被保険者等記号・番号」を隠してコピーしたものを提出してください。 ※令和6年12月2日からの健康保険証の新規発行の終了に伴い、健康保険証等の写しを提出できない場合は、当該従業員の現住所を証明できる書類及び賃金台帳の写しを提出してください。
19	生活困窮者就労訓練事業への取組状況が確認できる書類の写し	<p>●基準日において、広島市長から生活困窮者自立支援法第10条第1項に基づく「生活困窮者就労訓練事業所」の認定を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市が交付する生活困窮者就労訓練事業認定書の写し
20	若者の就業支援への取組状況が確認できる書類の写し	<p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>●基準日前3年以内に、地域若者サポートステーション事業実施要領に基づく地域若者サポートステーション事業（厚生労働省が行う事業）として、市内に居住する若者事業者等を対象とした職場見学・就業体験を実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション事業の実施団体が交付する証明書の写し <p>●基準日前3年以内に、中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験学習又は大学、短期大学若しくは高等学校等（いずれも広島市内に所在するもの）が実施するインターンシップを、1回以上受け入れた実績がある場合は次の</p>

	書類名	説明
		<p>いずれかの書類</p> <p>(1) 広島市内に所在する中学校又は高等学校からの職場体験の受入れに係る依頼書の写し（申請事業者側における職場体験の受入れを確認した後に、中学校等が実施日、参加に係る学年等を記載した上で送付する依頼文書）</p> <p>(2) 広島市内に所在する大学、短期大学若しくは高等学校等との間で締結したインターンシップの受入れに係る覚書、契約書等の写し</p>
21	暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所としての登録の実績が確認できる書類	<p>●基準日において、（公財）暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公財）暴力追放広島県民会議が交付する暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録証明書の写し
22	消防団活動への協力状況が確認できる書類	<p>●基準日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市が交付する表示証交付認定書の写し
23	まちの美化活動への取組状況が確認できる書類の写し	<p>●ボランティア清掃の活動実績がある場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>これは次のいずれかの場合に評価します。</p> <p>(1) 基準日前5年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受賞していること</p> <p>(2) 基準日前1年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」又は「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動の実績を有していること</p> <p>(3) 基準日前1年以内に、公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で公共団体又は公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績を有していること</p> </div> <p>(1)の「広島市環境美化功労者表彰」を受賞している場合には、その表彰状の写しを提出してください。</p> <p>(2)の「広島市まちの美化に関する里親制度」としての清掃活動を行っている場合には、その覚書及び里親活動報告書（広島市まちの美化に関する里親制度実施要領別記様式第2号及び第4号）の写しを提出してください。</p> <p>(2)の「広島市クリーンボランティア支援事業」としての清掃活動を行っている場合には、クリーンボランティア参加申込書及び活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写しを提出してください。</p>

	書類名	説明
		<p>(2)の「広島県アダプト制度」としての清掃活動を行っている場合には、アダプト活動団体認定証、広島県アダプト制度に関する契約書及びアダプト活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写しを提出してください。</p> <p>(2)の「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」としての清掃活動を行っている場合には、その協定書及び活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写しを提出してください。</p> <p>(3)の公共場所で公共団体又は公共的団体による清掃活動に事業所として参加した実績を有している場合には、その清掃活動を、事業所として2回以上参加したことが客観的に証明できる次のいずれかの書類の写しを提出してください。</p> <p>・感謝状、お礼状、清掃活動参加確認書</p>
24	花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況が確認できる書類	<p>●花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組実績がある場合</p> <p>（ 基準日において、「花と緑の広島づくりネットワークに」登録し、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかの場合に評価します。</p> <p>(1) 町内会、商店街等の地縁団体と協働して、地域における花壇づくりに取り組んでいること</p> <p>(2) 「広島市グリーン・パートナー事業（協賛金に係るものを除く。）」に参加し、花壇の維持管理を行っていること</p> <p>(3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、緑地保全のための維持管理活動を行っていること。</p> <p>）</p> <p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>(1)の場合には、花壇づくり協働取組確認書（別紙参考様式2）</p> <p>(2)の場合には、活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）</p> <p>(3)の場合には、活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）</p>